

議案第 36 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月23日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5級の項中

「
消防署の出張所長の職務
副主幹（室及び議会事務局に置く副主幹を除く。）の職務
」を削り、同

表の6級の項中

「
主幹（室、部及び議会事務局に置く主幹を除く。）の職務
」を削り、「

又は分署長」を「、分署長又は出張所長」に改め、「（室及び議会事務局に置く副主幹に限る。）」を削り、同表の7級の項中「（室、部及び議会事務局に置く主幹に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

職員の職務は複雑、困難及び責任の度に基づき級別標準職務表により分類されているところ、異なる区分に同一の職名があることから、職務の分類の整理等をしようとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 (下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年野田市条例第32号)

改 正 案		現 行	
別表第2(第3条第2項) 行政職給料表(1)級別標準職務表		別表第2(第3条第2項) 行政職給料表(1)級別標準職務表	
区分	職務の内容	区分	職務の内容
	(略)		(略)
5 級	(略) (削る。)	5 級	(略) <u>消防署の出張所長の職務</u> <u>副主幹(室及び議会事務局に置く</u> <u>副主幹を除く。)</u> の職務 (略)
6 級	(削る。) (略) 消防署の副署長、分署長又は出張 所長の職務 副主幹の職務	6 級	主幹(室、部及び議会事務局に置く 主幹を除く。)の職務 (略) 消防署の副署長又は分署長の職務 <u>副主幹(室及び議会事務局に置く</u> <u>副主幹に限る。)</u> の職務
7 級	(略) 主幹の職務	7 級	(略) 主幹(室、部及び議会事務局に置く 主幹に限る。)の職務
	(略)		(略)
備考	(略)	備考	(略)